

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第二十六号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「管理部長」を「経営企画部長」に改める。

第三号中「主幹」の下に「、管路対策幹」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。